

「中東民衆革命」と対パレスチナ援助 —「平和と繁栄の回廊」構想の挫折と新しい市民連帯

役 重 善 洋
(パレスチナの平和を考える会)

1. パレスチナにおける戦略援助の限界と新しい連帯運動の登場

2011年1月のチュニジア革命に始まり、2月にはエジプトのムバラク政権が崩壊をもたらした中東における革命情勢は、その後、リビアやイエメン、バハレーン、シリア等へと飛び火し、それらの長期独裁政権を根底から揺さぶり続けている。こうした状況は、中東研究者の板垣雄三氏が「中東諸国体制」と名付けた、第一次大戦後にヨーロッパ列強がアラブ・イスラーム地域に押し付けた政治システムの耐用年数が切れつつあることを示している⁽¹⁾。この「中東諸国体制」の中心に位置するイスラエル／パレスチナは、今のところ、周辺諸国の「革命情勢」に巻き込まれているようには見えない。しかし、1979年にイスラエルとの和平条約を結んで以降、アメリカから年額20億ドルにのぼる援助を受け取ってきたエジプトの親米政権が崩壊したということは、同じく多額の国際的援助によって支えられてきたイスラエルとパレスチナ自治政府という二つの体制についても、これまでの戦略援助の有効性がいつまで続くか分からないということを暗示している。

すでに被占領パレスチナにおいては、1993年のオスロ合意に対する第二次インティファダ(2000年)、2003年の「中東和平ロードマップ」に

対しては、ハマース政権の選出(2006年)といったかたちで、「国際社会」によって押し付けられた、占領の既成事実化としての「和平」に対する民衆による拒否の意思表示がなされてきている。「和平」促進のためとして、パレスチナ自治政府に対する多額の援助が上積みされてきたにもかかわらず、である。

そうしたなかで注目される動きは、海外の連帯運動による新しいかたちのパレスチナ支援の動きである。第二次インティファダでは、パレスチナ人のリーダーシップのもと、ISM(国際連帯運動)が結成され、イスラエル人や様々な国籍の若い活動家が、被占領地における人権侵害の現場に非暴力で介入し、また、国外に広くその実態を知らせることで、パレスチナ連帯運動の新たな広がりを獲得した。

このパレスチナとヨーロッパ世界の市民運動が非暴力直接行動を通じて連携する流れは、2002年以降、「隔離壁」の建設現場での非暴力のデモの実践として西岸地区各地に広がる一方、2008-09年のガザ虐殺後には、封鎖されているガザに海路や陸路で直接援助物資を届けることをめざす自由ガザ運動を生み出した。そこでは、もはや欧米の市民団体だけではなく、中東・アジア諸国の多様な市民団体がパレスチナ連帯の旗の下、ゆるやかなネットワークを構成するようになっていた。2010年5月、ガザに援助物資を届けようとしてい

た自由ガザ船団をイスラエルが公海上で急襲し、9名のトルコ人活動家を虐殺したことは、国際的なパレスチナ連帯運動の広がりに対するイスラエルの焦燥感をあらわしている事件であったと言える。

この事件によって、イスラエルと良好な政治関係を保っていたトルコでは、対イスラエル感情が急激に悪化した。また、この事件は、イスラエルによるガザ封鎖だけでなく、ラファ国境を封鎖するエジプトの政策をも必然的に焦点化することとなった。ラファ国境に関しては、世界各地から援助物資を積んで結集した「トラック部隊」でのガザ入りを目指すガザ・フリーダム・マーチ運動が、エジプトの市民運動を巻き込みつつ、取り組まれていた。こうした運動を通じて、ムバラク政権のイスラエルとの協力関係やパレスチナ民衆に敵対する姿勢が広く明らかとなったことは、2011年のエジプト革命の一つの契機として指摘されている。こうして、トルコとエジプトという、イスラーム世界における二つの重要な戦略的パートナーをイスラエルは立て続けに失うこととなった。両国における劇的な政治変化は、アメリカのヘゲモニーが低下していく中、中東地域の民衆が自らの政治的欲求を表現し、かたちにしていく自信と実力を身に付けつつあることを示している。その際、欧米の枠を超えたパレスチナ連帯運動の広がりがある種の触媒の役割を果たしていることは、9・11以降の世界の構造変化の一端を示しているように思われる。

2. イスラエル占領下の援助が抱える矛盾

この間のパレスチナ情勢のなかでより鮮明になりつつあるのは、「中東諸国体制」を維持することに主眼を置いた国際援助における行き詰まり状況と、パレスチナ人の権利の回復を主眼に置いた草の根の市民による援助における多様な形態を

とった発展である。そこで根源的に争われているのは、援助そのものではなく、占領をめぐる国際政治である。

国際人道法によれば、イスラエルは占領地住民の最低限の生活を保障する法的義務を有している。国際的な対パレスチナ援助は、このイスラエルの国際法上の義務を肩代わりすることで、占領国としてのイスラエルの法的立場を曖昧にする役割を担ってしまうことになる。すでにオスロ合意そのものが、「占領」という言葉を含んでおらず、西岸地区とガザ地区は、国際法上の占領地ではなく、行政管理地区だとするイスラエル側の主張に配慮したかたちになっていた。オスロ合意によって、イスラエルの占領地返還は国際法上の義務ではなく、交渉事項とされてしまい、その違法性は見過ごされることになった。このような、「国際社会」におけるなし崩し的なパレスチナ問題認識の変化の結果、それまでUNRWAなど特定のルート以外ではほとんど行われてこなかった被占領地への国際援助が「平和構築」の名の下、大々的に行われるようになり、「占領の既成事実化」が一気に進むこととなったのである。

それでは、被占領地への国際援助はすべて中止すべきなのかと言えば、もちろん、それほど単純な話ではない。被占領地における外国人のプレゼンスは、イスラエル軍による人権侵害の歯止めにもなり得る。また、実際、イスラエルにパレスチナ人の生活保障を行う意志も能力もない状況において、援助をなくすわけにはいかないという現実もある。

ここでまず指摘すべき問題は、ほとんどのドナー国・機関が、円滑に援助を行うことを優先するが故に、イスラエルの占領批判を行っていないという点にある。国家レベルの援助に関しては、そもそも占領政策を批判する意志が欠けているという問題があるが、NGOレベルにおいても、入国拒否などによって援助を妨害されることを恐

れ、イスラエル批判を控える傾向にある。

2009年3月に行われたガザ復興国際会議に際しては、パレスチナとイスラエルの人権団体13団体が連名で、国際ドナー国・機関によるイスラエルの国際法違反に対する援助を止めるよう求める声明が発表された。この国際会議では、45億ドルの対パレスチナ援助が合意されたが、この声明では、そのような援助の必要性があることを認めつつも、イスラエルの国際法上の義務を無視したまま、ガザへの援助を行うべきではないこと、援助物資をイスラエル国内で購入することによってイスラエルに利益を与えてはならないこと、などが訴えられた⁽²⁾。

3. パレスチナの市民社会による「平和と繁栄の回廊」構想への批判

上述の NGO 声明は、2008-09年のガザ虐殺を受けて、日本を含む「国際社会」が多額の資金を投入してきたガザ地区のインフラがことごとく破壊されたにも関わらず、それらのドナー国・機関が、イスラエルの責任を問わずに、さらなる復興援助を行おうとしていることに対する問題提起としてなされたものである。ここで根源的に問われていることは、「国際社会」がイスラエル批判をしないという「不作為の罪」にとどまるものではなく、国際的な対パレスチナ援助が構造的に占領システムの一部となってしまうという現実である。そうした援助と占領の共犯関係について、最も広範に批判の対象とされてきた援助ケースの一つが、2006年に小泉首相（当時）が提唱して以来、日本の主導で進められてきた「平和と繁栄の回廊」構想（以下、回廊構想）である⁽³⁾。

この回廊構想の中核プロジェクトとして位置付けられているのが農産加工団地計画である。このプロジェクトは、西岸地区で生産された農産物を、ジェリコに設置する工場団地で輸出用商品に

加工し、隣国ヨルダンに輸出することでパレスチナの農業・輸出産業を振興しようという計画である。そこでは、イスラエル・パレスチナ自治政府・ヨルダン・日本の4者の協力が、「信頼醸成」「平和構築」の一環として重要視されている。

2007年3月、このプロジェクトのフィージビリティ・スタディが開始されると、パレスチナの人権 NGO アル・ハックがすぐに声明を発表し、この構想が「イスラエルによる違法入植地の建設や土地収用、パレスチナ人民の自決権への侵害に対する擁護・隠蔽に貢献するものとなってはならない」という警告を発した。

同年11月には、回廊構想が対象とするヨルダン渓谷の17自治体のうち9つの自治体首長が連名で批判声明を発表し、「地域住民から示されたニーズを満たしていない」「計画の予算および支出のあり方が不透明である」「すでに決定されたプロジェクトの実施も遅れている」といった点が指摘された。さらにほぼ同時期、パレスチナ反アパルトヘイトウォール草の根キャンペーンが30ページ以上にわたる回廊構想に対する詳細な批判ブリーフィングを発表し、同キャンペーンのヨルダン渓谷地域のコーディネーターが来日するなど、この構想の持つ問題点は、内外に広く知れ渡ることとなった。その中心となる論点は、回廊構想がヨルダン渓谷における占領の既成事実化に加担するものであり、入植地ビジネスが関与する危険があるというものであった。

4. 「アロン・プラン」とヨルダン渓谷

回廊構想に対するパレスチナ側の強い警戒心の背景には、ヨルダン渓谷という地域が持つ地政学的な特殊性がある。イスラエルは、1967年の占領直後から、ヨルダン渓谷に入植地を集中的に建設し、一貫して、この地域を東の国境として保持すると宣言し続けてきた。それは、当時の労働大臣

イーガル・アロンが提案した計画に基づくもので、西岸地区のパレスチナ人居住区の周囲をイスラエルが取り囲むかたちにしつつ、唯一「ジェリコ回廊」を通じて隣国ヨルダンとリンクさせ、パレスチナ・ヨルダンの国家連合ないし連邦制を目指すというものである。このことよって、パレスチナ人居住区を「ユダヤ人国家」イスラエルの領内に抱え込むことを防ぎつつ、ヨルダンとの協力関係のなかで、パレスチナ人の非武装化とパレスチナ民族主義の抑制が可能になると考えたのである⁽⁴⁾。

ヨルダン渓谷の94%をイスラエルの全面的な軍事占領下（C地区）に置き、唯一ジェリコ周辺だけで行政・治安管理双方における暫定自治を許すという現在の占領政策には、この「アロン・プラン」の発想が色濃く反映している。

ただし、このヨルダン渓谷の実質的併合というイスラエルの方針は、オスロ合意を支持した「国際社会」の大多数が念頭に置いていた独立パレスチナ国家という政治目標とは大きく矛盾するようと思われる。この矛盾を糊塗する上で重要な役割を果たしたのが、オスロ合意の中心的推進者であったシモン・ペレスであった。彼は、自身の提唱する「新しい中東」ヴィジョンのなかでヨルダン渓谷を「やわらかい国境」と表現し、この地域に最も適した政治構造は、「政治面ではヨルダン・パレスチナ連合であり、経済面では、ヨルダン・パレスチナ・イスラエル「ベネルクス」連合である」としている⁽⁵⁾。ここでの経済面での「連合」に関して、ペレスは、「イスラエルとエジプトの間で現在進行している農業における生産協力」が多国間協力の良い例となる、と述べている。回廊構想が立ち上げられる13年前の話である。さらにペレスは、多国籍企業の参加による「自由貿易と観光を視野に入れた紅海と死海を結ぶ運河建設」を提案しているが、こうした「多国間協力」の提唱の背後に見えるのは、ヨルダン渓谷にお

る占領の既成事実化を進めようとする確固たる意志である。ペレスは同じ著書の中で、イスラエルの東側の防衛線はヨルダン川でなければならないと主張し、パレスチナ国家の非武装化を求めているのである。

5. アル・ムジャラート道路

ヨルダン渓谷における占領の既成事実化を「域内協力」「平和構築」の名の下で国際的に認知させようというペレスの戦略が結実したのが回廊構想だといえる。しかし、この構想は、発表から5年が経とうとする現在も、「中東和平」の行き詰まり状況のなかで大きな進展を見られずにいる。そうした中、回廊構想関連事業における数少ない成果の一つとして、2007年度にUNDP経由の無償資金協力の枠組みで行われた、ジェリコとタイベ村を結ぶアル・ムジャラート道路の改修事業がある。この事業も、上述のパレスチナ反アパルトヘイトウォール草の根キャンペーンのプリーフィングのなかで厳しく批判されているプロジェクトの一つである。

イスラエルは、2004年、移動制限の緩和を要求する国際世論が高まる中、西岸地区における総計500km以上のパレスチナ人専用の道路ネットワークの構築を計画し、国際社会の資金援助を求めており、アル・ムジャラート道路の改修もその計画に含まれていた。しかし、この計画は、大都市間を結ぶ既存の基幹道路を入植者専用道路として独占し、西岸地区にイスラエル人用・パレスチナ人用の2つの道路網を構築しようとするものであった。後者の道路網には、傾斜の急な悪路が多く、検問所が多く設置されるなど、その人種主義的性格は一目瞭然のものであった。2004年当時、この計画に対して、アメリカを含む「国際社会」と自治政府は一致して、イスラエルの入植者の都合を優先したものとして反対の立場を取った⁽⁶⁾。

しかし、わずか3年後の2007年には、ハマースとの抗争に忙しい自治政府は、回廊構想の一環として、この計画を容認する立場に立ってしまっているのである。この道路に限らず、今日までに、2004年の計画の4分の1が今日までに主としてアメリカの援助によってすでに整備されているという⁽⁷⁾。

アル・ムジャラート道路に関して言えば、ジェリコ南部からマアレ・アドミーム入植地を通してエルサレム、さらにテルアビブまでつなぐ国道1号線からパレスチナ人ドライバーを排除するというイスラエルの政策を補強するものとなっている。また、1号線とリンクしており、ヨルダン渓谷を南北に走る国道90号線の利用についてもイスラエルは、ヨルダン渓谷居住者以外のパレスチナ人の利用を禁じており、アル・ムジャラート道路がつなぐジェリコ・タイベ・ラマッラーという移動経路の強化は、ジェリコを東エルサレムおよび他のヨルダン渓谷地域から切り離すという「アロン・プラン」のアイディアに沿ったものとなっている⁽⁸⁾。

6. 行き詰る回廊構想

アル・ムジャラート道路によってジェリコ・ラマッラー間の移動経路が確保されたところで、農産業団地計画が機能するためには、さらに数多くの障害をクリアする必要がある。特に、農産加工団地に農作物を供給する予定のヨルダン渓谷の農家からジェリコへのアクセスの保障など、C地区における移動制限を大幅に緩和する必要がある。ヨルダン国境における検問所の手続きも現状のままでは、到底パレスチナ経済の底上げにつながるような輸出量を実現することはできない。そもそも農産業団地を予定している用地の半分、そしてそこから国境検問所までつなぐ道路がC地区にありその利用許可が取れる見通しも全く立っ

ていない。こうした回廊構想の現状について、2010年5月に現地を視察した河野太郎衆議院議員は、自身のブログで「道路を造って、用地を造成して、さあパレスチナの投資家いらっしゃいと待つというのでは、うまくいくはずがない。まさにお役所仕事だ」とあからさまに批判している。

回廊構想は、そもそもイスラエル・パレスチナ自治政府間の協力関係が前提となっており、「和平」プロセスの中断が構想に深刻な影響を与えることは避けることができない。

小泉首相が回廊構想を提唱したのが、2006年1月のパレスチナ立法評議会選挙におけるハマースの勝利の約半年後で、イスラエルがガザ地区に大がかりな侵攻作戦を行っている最中（そして、レバノン侵略戦争勃発翌日）の時期であったことは、この構想の性格を端的に象徴している。

当時、日本は、ハマース政権に対する国際的なボイコットに参加しており、すべての援助は、国連機関を通じてか、あるいは、アッバース大統領を通じて供与するという状況になっていた。この状況は、2007年6月のハマースによるガザ地区区制圧と、ファタハによる西岸の自治政府からのハマース閣僚の追放という事態に至るまで継続する。以後、ハマース・ボイコットは、ガザ地区の封鎖というかたちで現在まで続いている。

この間、アル・ジャジーラが公表した「パレスチナ・ペーパーズ」などによって、明らかになっているのは、アッバース大統領らファタハ幹部とイスラエルとが、共通の敵ハマースを倒すために武器の供与・情報の共有などを通じて深い協力関係を築いていたことである。回廊構想の立ち上げ当初、イスラエル・パレスチナ間の協力関係について楽観的な観測がなされていた背景には、選挙に勝利したハマースに対する優位を保つために、イスラエルや「国際社会」の協力に頼らずを得ない自治政府の状況があった。この自治政府の「大衆的基盤の弱さ」こそが回廊構想の推進力だった

と言えるのである。

しかし、この自治政府とイスラエルとの協力関係は、ガザ虐殺後、次第に陰りを見せ始める。象徴的な出来事としては、アッバースが国連人権理事会におけるゴールドストーン報告書の審議延期を求めたことが明らかとなり、パレスチナ人から激しい非難を浴びせられたことがあげられる。イスラエルの戦争犯罪に対する内外の世論がかつてないほどに高まるなか、選挙による政治の正当性を再確立する必要がある自治政府にとって、ハマースをめぐるイスラエルとの協力関係は、より高いリスクを伴うようになった。

そうした状況のなか、回廊構想に関する4者協議もほとんど開かれることはなくなり、ガザ虐殺後、唯一開催された第5回4者協議事務レベル会合（2010年3月）では、「本構想を具体化するため最大限の努力を行い、未解決の問題を引き続き検討していくこと」だけが確認されるにとどまった。こうして、先に紹介した河野議員の発言が飛び出してくるような状況が生まれてくるわけである。

ペレスの目論見では、農産加工団地計画には、「平和構築」の名の下で、イスラエル資本も大々的に参加し、さらには、ヨルダン渓谷にある多くの入植地で生産された農産物も、農産加工団地経由で、「パレスチナ産」としてアラブ圏に輸出するということが間違いなく考えられていたはずである。しかし、入植地問題が先鋭化している現在、自治政府が、パレスチナ住民の批判をかわし、そうした案をスムーズに進められる可能性はほとんど残っていないように思われる。そうになると、イスラエル側にとっても、回廊構想に協力するメリットはほとんど存在しない。

回廊構想の行き詰まりの根底には、20年近くにわたる「和平プロセス」の経験を経て、パレスチナのNGOや一般市民が、「先進国」の押し付ける「平和構築」の欺瞞性をより明確に認識し、そ

れに抗議する意志と手段を身に付けつつあるという、エジプト革命とも相通じる草の根レベルの変化があると考えられるのである。

7. パレスチナにおける新しい市民連帯の可能性

回廊構想の行き詰まりの背景には、ガザ虐殺以降、パレスチナ民衆の意志を無視して、イスラエルへの妥協を続けることができない自治政府そのものの行き詰まり状況がある。ファイヤード首相は、こうした状況を有利に転換するため、「ホワイト・インティファダ」と呼ばれる、一連の官製キャンペーンを行っている。入植地製品のボイコットや「隔離壁」に反対するデモの応援などがその例である。その一方で、ガザ虐殺やガザ支援船襲撃事件への抗議デモについては厳しい制限を課しており、自治政府が民衆の不満の爆発を非常に警戒していることを露呈している。しかし、こうした動向は、逆に言えば、パレスチナの一般市民の動向が、現状を変革する大きな潜在力を持っていることを示している。

中東における民衆革命の広がりを受け、2011年3月15日には、ガザと西岸の各都市で若者達による、ファタハとハマースの和解を要求するデモが行われた。チュニジアやエジプトと同様、ツイッターやフェイスブックを通じて呼びかけられたこのデモの参加者は数千人にとどまり、決定的な動員を実現することはできず、また、この動きへの対応として、ガザのハニエ首相の求めに応じ、アッバース大統領がガザを訪問するという話もちあがったが、結局、言葉のパフォーマンスだけで終わった。しかし、今回の経験が、今後の動向に何らかの影響を与える蓄積となったことは間違いない。

自治政府の政治的権威の低下が、民衆の主体的立ち上がりに連動しているもう一つの例として、ヨルダン渓谷における非暴力直接行動の実践をあ

げることできる。ヨルダン渓谷の住民組織であるヨルダン渓谷連帯委員会（JVS）は、イスラエル軍によって破壊された家屋の再建を支援したり、C地区において禁じられている学校やサッカー場、道路、水道などのインフラ整備を行っている。彼らは、自治政府から独立したかたちで、大衆的なネットワークを資本として占領政策に対する持続的な大衆の抵抗を組織している。そこでは、あくまでも住民の主体性に基づく「開発援助」が実践されている⁽⁹⁾。

彼らの抵抗のためのもう一つの資本は、海外の連帯運動との協力関係である。イギリス、フランス、日本に継続的な協力団体があり、家屋破壊や入植者による暴力事件などが起きるとすぐにインターネットを通じて情報が拡散するようになっていく。より直接的な支援としては、上述した家屋の再建やインフラ整備に、多くの外国人ボランティアが直接参加している。外国人の参加は、労働力としての価値よりも、むしろ、イスラエル軍や入植者の暴力行為に対する抑制効果を持つ点、そして何よりも彼らが帰国した後、渓谷の状況を広く知らしめる役割を果たすという点に意味があると言える。

チュニアやエジプトにおける民衆革命が、それぞれの国内における若者を中心とした立ち上がりによって実現したのに対し、イスラエルによる軍事占領というパレスチナの特長状況を覆すためには、国際社会のイスラエルとパレスチナに対する関わり方が変わることが必要条件となるであろう。ヨルダン渓谷における二つの援助の動向、すなわち、回廊構想の挫折とヨルダン渓谷連帯委員会に対する草の根の支援連帯の広がり、そうした変化の兆候を示すものと考えられる。

さらには、現在、国際的に広がりつつあるBDS（ボイコット・資本引き上げ・経済制裁）と呼ばれるキャンペーンも、国際社会のイスラエルに対する関わり方という点において決定的な意味

を持ちつつある。2005年7月にパレスチナの労働組合や宗教系組織、市民団体等171団体が連名で発表した呼びかけでは、イスラエル商品の消費者ボイコットに始まり、企業レベルでの資本引き上げ、最終的には国際的な経済制裁という三段階の行動プログラムが提起され、（1）占領の終結、（2）難民の帰還権の承認、（3）イスラエル国内のパレスチナ人に対する差別の撤廃、という、国際法上イスラエルが遵守すべき3つの課題が達成されるまで、キャンペーンを継続することが求められている。

日本でのBDSキャンペーンの成功例としては、「ストップ無印良品キャンペーン」がある。2010年4月、イスラエル出店を発表していた「無印良品」が、全国的な反対キャンペーンに押され、その年の12月に計画中止に追い込まれたのである⁽¹⁰⁾。ヨルダン渓谷における占領政策との関わりでは、「死海の泥／ミネラル」を利用したコスメ商品に対するボイコット運動が世界的に取り組まれている。ヨルダン渓谷に位置する死海の西側沿岸の3分の2は西岸地区に属していながら、パレスチナ人のアクセスが禁じられており、一方的にイスラエル企業による資源の搾取が行われている。中には入植地の工場で生産されている商品もあり、一部日本にも輸入されている⁽¹¹⁾。

パレスチナ人の苦難の原因がイスラエルの対パレスチナ人政策にあるのであれば、その政策を改めさせる国際的な圧力を形成する行動こそが最大の対パレスチナ援助になると言える。

註

- (1) 板垣雄三『歴史の現在と地域学：現代中東への視角』岩波書店、1992。
- (2) Palestinian and Israeli Human Rights Organisations call for End to International Donor Complicity in Israeli Violations of International Law, 4 May 2009 (http://www.gcmhp.net/File_files/)

- press10May2k9-E.htm).
- (3) 回廊構想への批判については、下記を参照のこと。
特集：「平和と繁栄の回廊」構想（パレスチナ情報センター）
(<http://palestine-heiwa.org/feature/oda/>)
役重善洋「占領下の“援助”はなにをもたらすか」（アジア太平洋資料センター『月刊オルタ』2007年12月）
- (4) Yigal Allon, “Israel: The Case for Defensible Borders.” *Foreign Affairs*. vol. 55, no. 1 (October 1976).
- (5) Shimon Peres, *The New Middle East*. Henry Holt and Company, Inc. 1993. (舛添要一『和解—中東和平の舞台裏』飛鳥新社、1993)
- (6) Chris McGreal, “Israel seeks funds for separate Arab roads.” *The Guardian*, 6 September 2004.
- (7) Jonathan Cook, “US Funds Israel’s Apartheid Roads Plan.” *Countercurrents.org*, 15 May 2010.
- (8) Ma’an Development Center, “Apartheid Road: Promoting Settlements Punishing Palestinians.” December 2008.
- (9) ヨルダン渓谷連帯委員会の活動については下記サイトを参照のこと。
Jordan Valley Solidarity
<http://jordanvalleysolidarity.org/>
パレスチナ・ヨルダン渓谷連帯委員会—非暴力による草の根の住民活動
<http://jvsj.wordpress.com/>
- (10) STOP 無印情報センター
<http://palestine-heiwa.org/muji/>
- (11) パレスチナの平和を考える会「違法入植地産の化粧品「AHAVA」の販売中止を！」
<http://palestine-forum.org/ahava/index.html>